

『ココヨム』利用規約

本『ココヨム』利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社ロッテ（以下「当社」といいます。）が、当社の開発した「ココヨム」に関する技術及び標章を無償で利用する場合の条件を定めるものです。「ココヨム」を導入し、又は「ココヨム」に関する当社の特許その他の知的財産を利用する場合には、本規約に同意の上、所定の申込手続を行うものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語は、別段の定めがある場合を除き、それぞれ次の各号に定める意味を有するものとします。なお、本条の定義は、本規約上の権利義務関係を明確にするためのものであり、本規約外における当該用語の意味又は範囲を定めるものではありません。

- (1) 「ココヨム」とは、パッケージ等の表面に触覚で認識できる四角い溝（へこみ）を設け、当該溝により文字情報の表示位置を触覚認識可能に示すことで、当該文字情報へのアクセスを支援する仕組みをいいます。
- (2) 「対象技術」とは、本規約の初回公表日において、当社が特許出願しているココヨムに関する発明（特願 2026-099487 に係る発明を含みます。）及び当社が別途本規約に基づく無償利用の対象として指定する技術をいいます。
- (3) 「対象特許等」とは、対象技術及び対象技術に関する改良発明その他ココヨムに関する発明について、当社が現在保有し、又は将来保有する特許を受ける権利及びこれに基づき取得する特許権（特許法その他の法令上、本規約に基づく仮通常実施権又は通常実施権が及ぶ分割出願その他の特許出願に係る権利を含みます。）をいいます。
- (4) 「対象標章」とは、当社が商標権を有し、又は商標登録出願をしている「ココヨム」及び「ココマデ」に係る商標（商標登録第 6910652 号、商願 2026-095528 及び商願 2026-095529 並びにこれらの出願に基づき登録される商標を含みます。）、当社が指定する「ココヨム>」及び「<ココマデ」のロゴマークその他当社がココヨムについて指定する名称、ロゴその他の標章をいいます。
- (5) 「利用者」とは、本規約に同意し、第2条に定める申込みを完了した法人その他の団体又は個人をいいます。
- (6) 「対象物」とは、利用者がココヨムを導入する商品パッケージその他のパッケージ、試作品、研究用サンプルその他の物品をいいます。

第2条（申込み及び利用資格）

1. ココヨムの利用を希望する者は、本規約の内容を確認し、これに同意した上で、当社所定の申込フォームから必要事項を送信するものとします。
2. 前項の申込みが完了した時点で、申込者は利用者となり、本規約が当社と利用者との間に適用されるものとし、当社による個別の承諾は行われないものとします。
3. 利用者は、申込みに際して正確かつ最新の情報を提供するものとし、第1項で送信した必要事項の内容に変更があった場合には、当社所定のフォームから変更後の必要事項を再度送信するものとします。

第3条（対象技術の無償利用）

1. 当社は、利用者に対し、本規約が適用される期間中、日本国内においてココヨムを導入するために必要な範囲で、対象技術が無償かつ非独占的に実施することを許諾します
2. 対象特許等に係る特許出願が審査又は拒絶査定不服審判に係属している間、前項の許諾には、特許法第34条の3第1項に基づき、前項の範囲で対象特許等について仮通常実施権を許諾することを含みます。
3. 前項の仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定登録がされた場合、特許法第34条の3第2項その他の法令の定めに従い、利用者に対し、当該仮通常実施権の許諾範囲内で当該特許権について通常実施権が許諾されたものとみなされます。
4. 対象特許等に係る特許出願が放棄、取下げ若しくは却下され、又は拒絶査定若しくは拒絶審決が確定した場合その他法令上仮通常実施権が消滅する場合には、当該仮通常実施権は消滅します。
5. 本条に定める許諾は、日本国外における特許権その他の知的財産権について権利を許諾するものではありません。
6. 利用者は、日本国外においてココヨムを導入した対象物を製造、販売、頒布又は利用しようとする場合には、事前に、当社所定の方法により当社に連絡するものとします。

第4条（ココヨムの必須条件）

利用者がココヨムを対象物に導入する場合、次の各号の条件をすべて満たすものとします。

- (1) 対象物上に、一本線で構成される四角い溝（へこみ）を設けること。
- (2) 前号の四角い溝のそば又は内側に、ココヨムによりその位置を示す文字情報を記載すること。
- (3) 前号の文字情報の最初と最後に、当社が指定する「ココヨム>」及び「<ココマデ」の所定のロゴマークを配置すること。
- (4) 第2号の文字情報は、「ココヨム>」の「コ」の左端より左側にはみ出さず、かつ「<ココマデ」の「デ」の右端より右側にはみ出さないように配置すること。
- (5) 対象標章について、当社が提供するロゴデータまたは当社が提供するロゴデータの色彩のみを変更したものを使用すること。

第5条（対象標章の利用）

1. 当社は、利用者に対し、本規約が適用される期間中、日本国内において、ココヨムを対象物に導入し、又はココヨムを導入している事実を表示若しくは説明するために必要な範囲で、対象標章を無償かつ非独占的に使用することを許諾します。対象標章に関し商標権が成立しているもの（将来成立するものを含みます。）については、商標権の効力が及ぶ範囲において、商標法第31条に基づく通常使用権を許諾します。
2. 利用者は、当社が提供するロゴデータを無断で変更、変形、加工又は改変しないものとします。ただし色彩の変更は可能です。
3. 利用者は、対象標章又はこれに類似する標章について、自己又は第三者名義で商標登録その他の権利取得を行わないものとします。
4. 利用者は、対象標章を、当社又はココヨムとの関係について誤認を生じさせる態様、ココヨム若しくは当社の信用を毀損する態様その他不適切な態様で使用しないものとします。

5. 利用者は、当社の事前の書面による承諾なく、「ココヨム」の名称又は対象標章を、利用者独自の商品名、サービス名、商号その他これらに準ずる名称の一部として使用しないものとします。

第6条（製造委託先等による利用）

1. 利用者は、対象物の製造、印刷、加工その他ココヨムの導入に必要な業務を第三者に委託することができます。
2. 当社は、前項の第三者に対し、利用者から受託した業務を遂行するために必要な範囲に限り、対象技術及び対象標章を利用することを許諾します。
3. 利用者は、前項の第三者に対し、本規約のうち当該委託業務に関係する事項を遵守させるものとし、当該第三者による行為について責任を負うものとします。
4. 前項の第三者は、利用者から受託した業務の範囲を超えて対象技術又は対象標章を利用することはできないものとします。

第7条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 第4条に定める必須条件を満たさない対象物について、ココヨムを導入したものである旨を表示すること。
- (2) 対象技術又は対象標章を、本規約に反して利用すること。
- (3) 当社が利用者又は対象物について認定、保証、推奨又は承認を行っていると誤認させる表示を行うこと。
- (4) 対象技術又は対象標章を、法令若しくは公序良俗に反する目的又は第三者の権利若しくは利益を侵害する目的で利用すること。
- (5) ココヨム又は当社の信用又はブランド価値を著しく毀損する行為を行うこと。
- (6) 本規約に基づく権利を第三者に販売し、再許諾し、又は本規約とは独立したライセンスであるかのように提供すること。ただし、第6条に定める場合を除きます。
- (7) その他本規約の趣旨に照らして著しく不適切な行為を行うこと。

第8条（利用者の責任）

1. 対象物の企画、設計、製造、表示、品質、安全性、販売、頒布、使用その他対象物に関する一切の事項は、利用者の責任において行うものとします。
2. 利用者は、対象物及びココヨムの利用に適用される法令、規格、業界基準等を自ら確認し、遵守するものとします。ココヨムは、法令上対象物への表示が必要とされる事項その他必要な表示を代替するものではありません。
3. 利用者は、対象物に表示する商品名、賞味期限、アレルギー情報その他の情報の正確性及び適法性について自ら責任を負うものとします。
4. 利用者の対象物又は本規約違反に起因して第三者との間で紛争、苦情又は請求が生じた場合、利用者は自己の責任及び費用においてこれを処理するものとします。

第9条（非保証及び免責）

1. 当社は、対象技術、対象特許等、対象標章、ロゴデータ、ガイドラインその他ココヨムに関連して提供する情報について、特定の目的への適合性、完全性、正確性、継続的利用可能性その他一切の事項を保証するものではありません。
2. 当社は、対象特許等について特許が成立すること、成立した特許が有効であること又は対象技術の全部若しくは一部が当該特許により保護されることを保証しないものとします。
3. 当社は、対象技術又は対象標章の利用が第三者の特許権、商標権、著作権その他の権利を侵害しないことを保証しないものとします。
4. ココヨムは、文字情報の位置を触覚により把握しやすくすることを目的とする仕組みです。当社は、スマートフォンその他の端末又は文字情報を音声化するアプリケーションの機能、性能、読み上げ精度、誤読の有無その他その動作について保証しないものとします。
5. 当社は、ココヨムにより、すべての者が対象物の情報を正確又は完全に認識できることを保証しないものとします。
6. 当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、利用者によるココヨムの利用又は利用不能により生じた損害について責任を負わないものとします。

第10条（是正要求及び利用資格の終了）

1. 当社は、利用者が本規約に違反していると合理的に判断した場合、利用者に対して当該違反の内容を通知し、合理的な期間を定めてその是正を求めることができます。
2. 利用者が前項の期間内に是正しない場合、当社は、本規約に基づく対象技術又は対象標章の利用の全部若しくは一部を停止し、又は利用者の利用資格を終了させることができます。
3. 前二項にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前の是正要求を行うことなく、直ちに本規約に基づく利用の全部若しくは一部を停止し、又は利用資格を終了させることができます。
 - (1) 対象標章を故意に不正利用した場合。
 - (2) 当社又は第三者の権利若しくは信用を著しく侵害した場合。
 - (3) 法令又は公序良俗に反する利用を行った場合。
 - (4) 申込みに際して重要な事項について虚偽の申告を行った場合。
 - (5) 第11条に違反した場合。
 - (6) その他本規約に基づく利用を継続することが著しく不適切であると合理的に認められる場合。
4. 利用資格が終了した場合、本規約に基づく対象技術及び対象標章の許諾も終了し、利用者は、新たな対象物の製造、出荷、販売その他本規約に基づく利用を停止するものとします。既に出荷又は頒布済みの対象物の取扱いについては、違反の内容及び程度に応じ、当社と利用者との間で合理的に協議するものとします。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者は、自己（利用者が法人その他の団体である場合には、自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団そ

の他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、保証します。

2. 利用者は、反社会的勢力を利用し、反社会的勢力に資金若しくは利益を提供し、又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有してはなりません。
3. 利用者が前二項に違反した場合、当社は何らの催告を要することなく、直ちに本規約に基づく利用資格を終了させることができます。

第12条（権利義務の譲渡等）

利用者は、相続、合併その他法令上当然に承継される場合を除き、当社の事前の書面による承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務を第三者に譲渡、移転、担保設定その他の処分をしてはなりません。

第13条（導入情報の取扱い）

利用者が当社所定の導入連絡フォームその他の方法により対象物の名称、販売又は利用開始日その他の導入情報を当社に提供し、当社ウェブサイト等での公表に同意した場合、当社は、その同意の範囲内で当該情報及び利用者の名称をココヨムの導入事例として公表することができます。

第14条（個人情報）

当社は、申込フォーム、導入連絡フォームその他ココヨムに関して取得する個人情報を、当社が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第15条（本規約等の変更）

1. 当社は、ココヨムの改善、法令若しくは権利状況の変更その他合理的な必要がある場合、本規約を変更することがあります。
2. 前項の場合、当社は、変更後の内容及びその効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により事前に周知します。
3. 対象物の設計、包装資材の変更その他の対応に相応の期間を要すると当社が判断する変更については、当社は、必要に応じて合理的な経過措置を定めます。

第16条（準拠法及び管轄）

1. 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されます。
2. 本規約又はココヨムの利用に関して当社と利用者との間に生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。